

民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）正誤表

【平成25年4月8日付け】

○148頁

第35, 15の本文(1)

誤 「買主が返還すべき金額について」

正 「売主が返還すべき金額について」

○このほか、目次欄のページ数に誤りがありましたので修正しました。

【平成25年5月2日付け】

○目次8頁

第41, 2の見出し

誤 「委任者の金銭の消費についての責任」

正 「受任者の金銭の消費についての責任」

○41頁

第10, 4の(概要)欄3行目

誤 「大判明治39年10月29日民録12輯641頁等」

正 「大判明治39年10月29日民録12輯1358頁等」

○77頁

第16, 5の(概要)欄2行目

誤 「前記2参照」

正 「前記3参照」

○127頁

第29の本文の後（「契約をめぐる紛争には」から始まる段落の前）に、「(概要)」という行を挿入

○130頁

第30, 3の本文4行目

誤 「上記2」

正 「前記2」

○131頁

第30, 5 (不当条項規制) の本文末尾

誤「無効とする。」

正「無効とするものとする。」

○173頁

第40, 2(3)の(概要)第3段落2行目

誤「注文者の責任」

正「注文者の権利」

○176頁

第41, 2の見出し

誤「委任者の金銭の消費についての責任」

正「受任者の金銭の消費についての責任」

【平成25年7月4日付け】

○目次8頁

第43, 2の見出し

誤「寄託者の自己執行義務」

正「受寄者の自己執行義務」

○23頁

第6, 1の(概要)第3段落2行目

誤「民法130条」

正「民法第130条」

○170頁

第40, 1の(概要)第1段落3行目

誤「完成させることができなくなかった場合」

正「完成させることができなくなった場合」

○171頁

第40, 1の(概要)第2段落16行目

誤「完成して始めて」

正「完成して初めて」

○185頁

第43, 2の表題

誤「寄託者の自己執行義務（民法第658条関係）」

正「受寄者の自己執行義務（民法第658条関係）」

○185頁

第43, 2の（注）1行目

誤「『受寄者の承諾を得たとき,」

正「『寄託者の承諾を得たとき,」